

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ（GPA）規程

（ 制 定 平成 30 年 2 月 28 日 ）
（ 最終改正 令和 5 年 1 月 18 日 ）

（目的）

第 1 条 この規程は、八戸学院大学学則（以下「大学学則」という。）第 16 条第 3 項および八戸学院大学短期大学部学則（以下「短大学則」という。）第 9 条第 3 項に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定める。

（グレード・ポイント）

第 2 条 学生が履修した授業科目の評価に対するグレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

評価	評点	合否	GP
秀（S）	100 点～90 点	合格	4
優（A）	89 点～80 点	合格	3
良（B）	79 点～70 点	合格	2
可（C）	69 点～60 点	合格	1
不可（D）	59 点～ 0 点	不合格	0
欠席	—	不合格	0

（GPAの算定）

第 3 条 各学期の GPA（以下「学期 GPA」という。）及び累積の GPA（以下「累積 GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{(\text{当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

（対象科目）

第 4 条 本学で開講するすべての科目を GPA の算定対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、科目認定された単位、大学学則第 13 条に定める教職に関する専門科目および短大学則第 9 条に定める成績評価の段階を定めない科目は、GPA の算定対象外とする。

（規程の改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。